

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 9月20日
【報告者の名称】	株式会社ディーワンダーランド
【報告者の所在地】	東京都港区高輪二丁目15番 8号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪二丁目15番 8号
【電話番号】	03-5421-6111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 堀内 治芳
【縦覧に供する場所】	株式会社ディーワンダーランド （東京都港区高輪二丁目15番 8号）

（注1） 本書中の「当社」とは、株式会社ディーワンダーランドをいいます。

（注2） 本書中の「公開買付者」とは、アジアグロースキャピタル株式会社をいいます。

（注3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注5） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注6） 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

（注7） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 アジアグロースキャピタル株式会社  
所在地 東京都港区高輪二丁目15番8号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年9月19日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明する一方で、本公開買付けの妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断にゆだねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、「(3) 利害関係のない取締役の承認及び監査役全員の同意」記載の方法により決議されております。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

本書提出日現在、公開買付者は、公開買付者の連結子会社である株式会社エスピーオー（以下「SBO」といいます。）の連結子会社であるオリオン・キャピタル・マネージメント株式会社（以下「オリオン・キャピタル」といいます。）を通じ、当社の普通株式14,000,000株（当社の第31期半期報告書（平成25年6月27日提出）に記載された平成25年3月31日現在の当社の発行済株式総数である36,223,850株から上記半期報告書に記載された平成25年3月31日現在において当社が保有する自己株式数717株を控除した数である36,223,133株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：38.65%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）を間接的に保有し、当社を持分法適用会社としておりますが、この度公開買付者は、平成25年9月19日開催の公開買付者取締役会において、当社を連結子会社化する目的で、当社株式を1株につき100円で買い付ける本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けの目的等に関する詳細につきましては、下記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景等」をご参照ください。

本公開買付けは、本公開買付けに要する資金の確保に係る状況を勘案した上で、公開買付者が当社株式を取得・保有し、公開買付者の連結子会社とすることを目的とするものであり、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）につき、上限を1,500,000株（所有割合：4.14%）として設定しております（注）。応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注） 既に公開買付者が公開買付者の連結子会社を通じて所有している当社株式14,000,000株（所有割合：38.65%）と公開買付者代表取締役社長であり当社代表取締役社長である小川浩平が所有している当社株式8,500株（所有割合：0.02%）を合算すると14,008,500株（所有割合：38.67%）となり、本公開買付けによって買付予定数の上限である1,500,000株を取得した場合、公開買付者及び公開買付者の連結子会社、小川浩平の所有する当社株式の合計は15,508,500株（所有割合：42.81%）となります（以下、公開買付者、公開買付者の連結子会社及び小川浩平を総称して「公開買付者グループ」といいます。）。この場合、公開買付者の現役員が当社の取締役会の構成員の過半数を占めていることから、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第7項の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有し、かつ、現又は元役員・使用人が、取締役会等の構成員の過半数を占めている場合に該当し、公開買付者は当社に対する実質的な支配関係があると判定されるため、当社は公開買付者の連結子会社となります。なお、現在、当社の取締役4名のうち、小川浩平、辛羅林及び鞍掛法道の3名が公開買付者取締役を兼任しております。

他方、本公開買付けは、既に公開買付者が公開買付者の連結子会社を通じて所有している14,000,000株（所有割合38.65%）と合わせて、公開買付者グループの所有割合を40%以上とし、当社を連結子会社化することを最低目標とし

ているため、489,540株（所有割合：1.35%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成25年9月19日付で、当社の第2位株主である宮本雅史氏（所有株式数：7,564,000株、所有割合：20.88%）との間で、同氏が保有する当社普通株式の全部について、公開買付者が実施する公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。なお、本応募契約において、公開買付者の表明保証違反（注）がある場合、宮本雅史氏は本応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、宮本雅史氏が、その任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。また、本応募契約においては、宮本雅史氏による本公開買付けへの応募に際しての前提条件は定められておりません。

（注） 本応募契約においては、（ ）公開買付者の存続及び権限、（ ）本応募契約締結のための授権及び本応募契約の強制執行可能性、（ ）本応募契約の締結及び履行に係る法令等との抵触の不存在、（ ）公開買付者に関する法的倒産手続等の不存在、（ ）公開買付者と反社会的勢力との関係の不存在が公開買付者の表明保証事項とされております。

また、宮本雅史氏としては、本公開買付けにおいて買付予定数の上限である1,500,000株の売却が実現できた場合でも、6,064,000株が手元に残ることとなるため、引き続き当社株式の売却の意向を持つと考えられ、公開買付者としても、十分な資金が手元があれば、本公開買付けの終了後に宮本雅史氏が保有することとなる当社株式を追加で取得することも検討する可能性があるとのことです。よって、仮に本公開買付けの終了後において、公開買付者が平成25年1月11日付で発行を決議いたしました第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）による資金調達が進んだ場合には、宮本雅史氏が保有する残存の当社株式を取得することを目的として、再度の公開買付けを実施する可能性もありますが、現時点においては、本新株予約権による資金調達が十分に進んでおらず、必要な手元資金が確保できていないため、当社株式の追加取得に係る具体的な予定は立っていないとのことです。

#### 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景等

当社は、公開買付者より、公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、本公開買付けの目的及び意思決定の過程、買付価格の決定並びに本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

#### （背景）

公開買付者は、大正4年10月に創業し、昭和10年12月に森電機株式会社に改組、昭和36年10月に東京証券取引所市場第二部に上場し、平成24年12月31日に社名を現在のアジアグロースキャピタル株式会社（証券コード：6993）に変更しております。

公開買付者は、電機事業を主たる事業として、創業以来百年余りにわたり、防爆仕様を中心とする産業用の照明器具、電路配管器具の製造・販売を手掛けて参りました。しかしながら、長期にわたる産業用の設備投資の低迷による受注減少に加え、資材価格の高騰や物流経費の上昇、及び市場規模が小さい中での価格競争の峻烈化の中において、合理化を進め、製品原価の低減をはじめとする諸施策に取り組んだものの、長期的な低迷を脱することは困難な状況となりました。過去3期の連結営業利益は、平成25年3月期 299百万円、平成24年3月期 396百万円、平成23年3月期 421百万円であり、また、連結当期純利益は、平成25年3月期 37百万円、平成24年3月期 128百万円、平成23年3月期 30百万円（1株当たり当期純利益金額は、平成25年3月期 1.03円、平成24年3月期 3.76円、平成23年3月期 0.08円）と、いずれもマイナスに留まっており、毎期営業キャッシュ・フローの赤字が継続しております。公開買付者は、平成24年6月11日付け東京証券取引所にて開示の「第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ」のとおり、電機事業に関する抜本的事業の構造改革に着手しており、製品の統廃合を進めるとともに、不採算製品からの撤退、顧客との適正な水準への売価の値上げ交渉を鋭意実施しておりますが、主力製品ラインである防爆事業は、少量多品種かつ在庫負担が重いことから、不採算の製品が多く、また創業来百年近くの歴史があるため、顧客への継続的な保守部品供給の必要性があり、早期の事業規模の縮小は困難であり、対応にはなお時間を要する状況であります。

営業赤字が続く中、電機事業の事業再構築とともに、公開買付者は株主価値向上のために収益基盤の多角化を企図し事業再生部門を立ち上げて、平成14年より投資事業を展開して参りました。

その事業再生投資の成果の一環として、公開買付者は、平成21年7月1日付でSBOが発行する全株式を取得する方法で同社を連結子会社とし、SBOの連結子会社であるオリオン・キャピタルを通じて、当社の株式の38.65%を保有することとなりました。かかるSBOの株式取得は、株式取得の相手先である株式会社サクラダから、経営資源を橋梁事業に集中するため、投資事業からの撤退及び公開買付者が引き受けた優先株式の買入消却を実施したいとの提案を受けたことを発端に、公開買付者としても、SBOを公開買付者の傘下に取り込むことが公開買付者財務基盤の強化及び公開買付者株主価値の向上に役立てるものと考えたことが理由となっております。また、SBOの株式取得金額は570百万円（取得株式数：85,000株、1株当たり6,705.88円（小数点以下第三位を四捨五入））であり、SBOが保有する資産の総額を参考として、株式会社サクラダとの協議の上決定しております。

一方当社は、東京都港区に本社を置く持株会社であり、傘下には完全子会社として株式会社大黒屋（以下「大黒屋」といいます。）を有し、当社グループでは質屋・古物売買業及び不動産賃貸業を営んでおります。

当社の平成24年9月期の連結売上高は15,213百万円であり、その主な内訳は、質屋・古物売買業による売上高が15,212百万円、不動産賃貸業の売上高が0百万円となっており、連結営業利益は1,684百万円、連結経常利益919百万円、連結当期純損失86百万円となっております。

当社グループの主力事業である中古ブランド品売買業は、国内消費者の認知を受けて売上高が順調に拡大し、過去9年間で3.1倍となりました。同事業を担う大黒屋では、中古ブランド品売買事業が急速に拡大したことから、個人店舗的経営から適正な企業経営への転換を進めている途上であり、また、今後大黒屋の更なる事業拡大のためには、高所得者の急増を背景としてマーケットが急速に拡大すると見込まれている中国及びアジアの市場への進出戦略とその為の資金を調達する財務戦略の策定が急務となっております。

当社は旧ジャスダック証券取引所に上場しておりましたが、対象者が大黒屋の株式を取得し、子会社化した際に、旧ジャスダック証券取引所株券上場廃止基準第2条第1項第8号a（不適当な合併等）に該当したため、旧ジャスダック証券取引所への株券上場審査基準に準じた審査に係る書類等について大黒屋株式の取得日である平成18年3月31日から同規定に基づく猶予期間である平成21年9月期有価証券報告書を提出した平成21年12月28日から起算して8営業日目にあたる平成22年1月8日までの間に、申請が必要となりました。しかしながら、関係各署と協議の結果、当該申請ができないことになり、旧ジャスダック証券取引所において平成22年2月9日付けにて上場廃止となりました。

#### （本公開買付けの目的及び意思決定の過程）

かかる状況の下、公開買付者は、平成25年1月11日付適時開示資料「当社持分法適用会社との更なる資本業務提携関係強化に向けた交渉開始に関するお知らせ」並びに「第三者割当により発行される新株式（デット・エクイティ・スワップ）及び第12回新株予約権（第三者割当）の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の発行済み株式の20%以上を有する大株主である宮本雅史氏から保有株式の売却意向を受けたことにより、当社株式の追加取得に係る検討を平成24年10月頃より開始したとのことです。その結果、企業価値最大化のためには、経営資源の最適配分の観点から、事業再生投資の比重を高めることが株主の利益に資すると判断し、当社の経営権取得を目指して更なる資本業務提携強化のための協議を行ってきたとのことです。かかる資本業務提携関係をさらに強化し、高収益で潜在成長力の高い当社グループの過半数の持分を所有することにより経営権を取得し連結子会社として取り込むことで、短期的には投下資本を上回る連結利益の計上が期待でき、また、中長期的には、公開買付者の経営資源注入による大黒屋のマネジメント体制の強化を始めとして、公開買付者の持つアジアの事業家ネットワークや財務ノウハウを駆使して、大黒屋の中国・アジア進出を強力にサポートすることが可能となり、大きなシナジー効果が生まれて参ります。こうした一連の施策によって公開買付者及び当社の現在から将来にわたる収益基盤が大幅に強化され、それにより公開買付者グループ全体の企業価値向上をもたらす、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の増大につながることを期待されます。

また、公開買付者は、平成25年1月11日付で、仕入代金・一般経費（人件費、法定福利費、税金、家賃等）の支払い（400百万円）及び当社株式の取得資金への充当（507百万円）を目的とし、総額917百万円（手取概算額907百万円）の本新株予約権の発行を決議し、本新株予約権の行使により当社株式取得のための資金507百万円の積立ができた段階、又は行使が進まず予定通り資金調達が進捗しないことが明らかになった場合は、公開買付者が当社を連結子会社化するための資金50百万円以上が調達できた段階で、当社を連結子会社化するための当社株式取得について取締役会において決議することを表明しております。

この点、本書提出日において本新株予約権の行使によって調達した金額は354百万円となっており、当該金額から仕入代金・一般経費の支払いに充当した金額（142百万円）及び当面の資金繰りに要する額（62百万円）を控除した金額が150百万円となり、当社を連結子会社化するための資金として50百万円以上確保できることとなったため、平成25年9月19日開催の公開買付者取締役会において、当社を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

なお、公開買付者が本公開買付けにより、買付予定数の上限である1,500,000株（所有割合：4.14%）を取得した場合は、既に公開買付者が公開買付者の連結子会社を通じて所有している当社株式14,000,000株（所有割合：38.65%）と小川浩平の所有している当社株式8,500株（所有割合：0.02%）を合算した公開買付者グループの所有割合は42.81%となります。

また、仮に、買付予定数の下限である489,540株を取得した場合であっても、公開買付者グループの所有割合は40.02%となり、所有割合が40%以上となることから、本公開買付けの目的である当社の連結子会社化は達成されません。

(買付価格の決定)

当社株式に係る本公開買付けの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)の決定に際して、公開買付者は、当社の第2位株主である宮本雅史氏から口頭で一株につき100円で売却したいとの意向を受けたことから、かかる金額について検討を行ったとのことです。かかる検討に際しては、当社が開示している財務、事業の状況を総合的に分析したほか、平成23年12月19日の当社の定時株主総会において決議された当社による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であること、並びに当社が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの当社株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であること等を踏まえたうえで、最終的には、当社及び当社の第2位株主である宮本雅史氏との間の協議・交渉結果等を勘案し、本公開買付価格を100円とすることに決定したとのことです。

なお、公開買付者は、平成25年1月11日付適時開示資料「第三者割当により発行される新株式(デット・エクイティ・スワップ)及び第12回新株予約権(第三者割当)の発行並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当該時点における株式評価書を外部評価機関から取得しておりますが、当該評価はあくまで本新株予約権の発行に際しての参考として取得したものに過ぎず、また、当該株式評価書の取得からすでに9ヶ月近くの期間が経過し、株式評価の前提に変動が生じている可能性もあることから、本公開買付価格の決定に際しては、当該株式評価書の内容は参考としておらず、また、公開買付者は、上記のとおり、当社が開示している情報や、当社が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの当社株式の終値の1ヶ月間の単純平均値が28円、同3ヶ月間の単純平均値が47円、同6ヶ月の単純平均値が49円であること、平成23年12月19日の当社の定時株主総会において決議された当社による自己株式取得の上限額が1株当たり金100円であること、並びに宮本雅史氏との間の協議・交渉の経緯及び結果等を考慮することによって本公開買付価格を決定しうると判断したため、本公開買付価格の決定に際しては当社の株式価値に関する第三者算定機関の算定書は取得していないとのことです。

本公開買付価格100円は、当社が平成22年2月9日に旧ジャスダック証券取引所での上場が廃止になるまでの当社株式の終値の1ヶ月間の単純平均値28円に対し257.14%、同3ヶ月間の単純平均値47円に対し112.77%、同6ヶ月の単純平均値49円に対し104.08%のプレミアムとなります。

(本公開買付け後の経営方針)

既に公開買付者代表取締役である小川浩平は、平成22年12月27日付で当社の代表取締役に、平成25年4月1日付で当社の100%子会社である大黒屋の代表取締役にそれぞれ就任しており、また、本書提出日現在において当社取締役4名のうち3名は、公開買付者取締役を兼任しております。したがって、本公開買付け後、当社の役員の変更は予定されておられません。今後は連結企業として、資本・業務面を含む提携関係を強化し、アジアグロースキャピタルグループとしてのシナジー効果を最大限発揮し連結利益の最大化を図る方針であり、具体的には、公開買付者は、大黒屋に対して、マネジメント体制の強化や、公開買付者の持つアジアの企業家とのネットワークや財務ノウハウを提供し、大黒屋の中国・アジア進出のサポート等の経営支援を行うとともに、更には、当社又は大黒屋の香港上場も含め海外への展開を目指していくとのことです。

なお、本公開買付けの結果、当社が公開買付者の連結子会社となった場合で、かつ東京証券取引所が実質的な存続会社は公開買付者ではなく当社であると判断したときは、東京証券取引所有価証券上場規定第601条第1項第(9)号「不適当な合併等」(以下「本上場廃止基準」といいます。)に基づき、公開買付者を含めた連結子会社となる当社及びその100%子会社の大黒屋が全体として、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を受けるための猶予期間(猶予期間は、当該連結子会社化の属する事業年度末から3年目の日までです。)に入る可能性があるとのことです。また、かかる猶予期間の終了後、最初の有価証券報告書提出から8日経過時点までに審査申請を行わない場合には、本上場廃止基準に基づき公開買付者株式は整理銘柄に指定され、一定期間を経て上場廃止となる可能性があります。公開買付者としては、本公開買付けの結果、当社を連結子会社化した場合に、仮に上記新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査のための猶予期間に入ったとしても、公開買付者及び連結子会社となる当社両社とも有価証券報告書提出会社であり、また、新規上場審査に準じた基準に適合することは十分可能であって、公開買付者株式の上場を維持できるものと判断しているとのことです。

当社が本公開買付けについて賛同の意見等を表明するに至った意思決定の過程及び理由

上記「(2) (本公開買付けの目的及び意思決定の過程)」のとおり、公開買付者は、当社との資本業務提携関係をさらに強化し、高収益で潜在成長力の高い当社グループの過半数の持分を所有することにより経営権を取得し連結子会社として取り込むことで、短期的には投下資本を上回る連結利益の計上が期待でき、また、中長期的には、公開買付者の経営資源注入による大黒屋のマネジメント体制の強化を始めとして、公開買付者の持つアジアの事業家ネットワークや財務ノウハウを駆使して、大黒屋の中国・アジア進出を強力にサポートすることが可能となるので、公開買付者と当社には大きなシナジー効果が生まれて参ります。こうした一連の施策によって公開買付者及び当社の現在から将来にわたる収益基盤が大幅に強化され、それにより公開買付者グループ全体の企業価値向上をもたらし、結果として既存株主の皆様にとっても株主価値の増大につながる事が期待されます。

そこで、当社は、平成25年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けが、公開買付者が当社を連結子会社化することを企図していることを前提として、当社と公開買付者との現在に至るまでの良好な関係性、及び今後資本業務提携が強化されることにより発揮されるシナジー効果等を考慮し、本公開買付けについて賛同の意見を表明する一方で、( )本公開買付価格が主に公開買付者と公開買付者と本応募契約を締結している宮本雅史氏との間の協議及び調整に基づき決定された価格であること、( )上場廃止から相当程度の期間が経過していること、( )当社においては本公開買付価格について第三者機関の算定を取得していないことから本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様判断にゆだねることを決議いたしました。なお、平成25年9月19日開催の当社取締役会において行われたかかる審議及び決議方法については、下記「(3) 利害関係のない取締役の承認及び監査役全員の同意」をご参照ください。

(3) 利益相反を回避するための措置及び本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社が本書提出日現在において公開買付者の持分法適用会社であること及び公開買付者の現役員・元使用人が当社の取締役会の構成員の過半数を占めていることなどを勘案し、公開買付者及び当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

利害関係のない取締役の承認及び監査役全員の同意

当社は、公開買付者側からの本公開買付けに関する説明を受け、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社は、上記「(2) 当社が本公開買付けについて賛同の意見等を表明するに至った意思決定の過程及び理由」記載のとおり、平成25年9月19日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明する一方で、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断にゆだねることを決議いたしました。利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、公開買付者と当社の代表取締役を兼任している小川浩平、公開買付者と当社の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道を除く取締役1名で審議及び決議を行っております（以下、本項において、平成25年9月19日開催の当社取締役会において行われたかかる審議及び決議を総称して、「第1決議」といいます。）。その上で、仮に、公開買付者の取締役（代表取締役を除きます。）を兼任している取締役が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第369条第2項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第1決議は、同条第1項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、平成25年9月19日における第1決議後に開催の当社取締役会においては、第1決議に参加しなかった当社の全ての取締役（当社の代表取締役である小川浩平を除きます。）にて改めて審議及び決議を行っております（以下、本項において、「第2決議」といいます。）。よって、公開買付者と当社の代表取締役を兼任している小川浩平は第1決議及び第2決議の審議及び決議に参加せず、公開買付者と当社の取締役を兼任している辛羅林及び鞍掛法道は第1決議の審議及び決議に参加せず、第2決議の審議及び決議のみ参加しております。また、同様の観点から、上記の3名の取締役は、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。このほか、当該取締役会に出席した監査役（当社及び公開買付者の監査役を兼任している伴野健二及び永井卓を除く2名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、当社との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が当社との間で接触又は交渉等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

#### (4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者によると、本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではないとのことです。

#### (5) 本公開買付け後の株式等の追加取得予定

公開買付者によると、現時点で、本公開買付け後に当社の株式等を追加で取得することは予定していないとのことです。ただし、公開買付者としては、十分な資金が手元にあれば、本公開買付けの終了後に宮本雅史氏が保有することとなる当社株式を追加で取得することも検討する可能性があるため、仮に本公開買付けの終了後において、本新株予約権による資金調達が進んだ場合には、宮本雅史氏が保有する残存の当社株式を取得することを目的として、再度の公開買付けを実施する可能性もありますが、現時点においては、本新株予約権による資金調達が十分に進んでおらず、必要な手元資金が確保できていないため、当社株式の追加取得に係る具体的な予定は立っていないとのことです。否定できませんが、現時点においてはその具体的な予定はないとのことです。

#### (6) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

当社は非上場会社であるため、該当事項はありません。

#### (7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項等

本公開買付けに際し、公開買付者は、平成25年9月19日付で、当社の第2位株主である宮本雅史氏（所有株式数7,564,000株、所有割合20.88%）との間で、同氏が保有する当社普通株式の全部について、公開買付者が実施する公開買付けに応募することを内容とする本応募契約を締結しております。本応募契約において、公開買付者の表明保証違反がある場合、宮本雅史氏は本応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、宮本雅史氏が、その任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。また、本応募契約においては、宮本雅史氏による本公開買付けへの応募に際しての前提条件は定められておりません。

（注） 本応募契約においては、( )公開買付者の存続及び権限、( )本応募契約締結のための授権及び本応募契約の強制執行可能性、( )本応募契約の締結及び履行に係る法令等との抵触の不存在、( )公開買付者に関する法的倒産手続等の不存在、( )公開買付者と反社会的勢力との関係の不存在が公開買付者の表明保証事項とされております。

また、宮本雅史氏としては、本公開買付けにおいて買付予定数の上限である1,500,000株の売却が実現できた場合でも、6,064,000株が手元に残ることとなるため、引き続き当社株式の売却の意向を持つと考えられ、公開買付者としても、十分な資金が手元があれば、本公開買付けの終了後に宮本雅史氏が保有することとなる当社株式を追加で取得することも検討する可能性があるとのことです。よって、仮に本公開買付けの終了後において、本新株予約権による資金調達が進んだ場合には、宮本雅史氏が保有する残存の当社株式を取得することを目的として、再度の公開買付けを実施する可能性もありますが、現時点においては、本新株予約権による資金調達が十分に進んでおらず、必要な手元資金が確保できていないため、当社株式の追加取得に係る具体的な予定は立っていないとのことです。

#### 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数	議決権の数
小川 浩平	代表取締役社長		8,500株	85個
堀内 治芳	取締役			
辛 羅林	取締役			
鞍掛 法道	取締役			
浅井 昭弘	監査役			
内村 幸弘	監査役			
永井 卓	監査役			
伴野 健二	監査役			

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものです。

(注2) 監査役浅井昭弘、内村幸弘、永井卓及び伴野健二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

#### 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

#### 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

#### 7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

#### 8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。